

## 市町村等職員の建築・設備工事検査への臨場に関する要領

制定 平成28年5月10日

### （目的）

- 1 この要領は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注者支援の一環として、埼玉県県土整備部・都市整備部が所管する建築・設備工事の工事検査に市町村等職員の臨場を可能とし、検査技術等を習得してもらうことを目的として定める。

### （対象工事）

- 2 対象工事は、県土整備部・都市整備部等の県発注課所において発注された建築・設備工事とする。ただし、維持・修繕工事で受け渡し行為が必要のない工事は除く。

### （対象職員）

- 3 工事検査への臨場を可能とする者は、県内市町村またはこれに準ずる団体（公社等）に所属する職員とする。

### （連絡調整）

- 4 市町村等及び受注者への連絡調整は、総合技術センター（建築・設備工事検査担当）が行い、臨場対象工事を所管する県発注課所は、これに協力するものとする。

### （臨場手続き）

- 5 工事検査への臨場までの手続きは、別途、運用において定めるものとする。

### （留意事項）

- 6 臨場者は、埼玉県が発注する請負工事に係る検査業務を実施していることに留意して下記を遵守しなければならない。
  - （1）臨場者は、その場のやりとり等について、守秘義務を負うものとする。
  - （2）臨場者は、検査当日はネームプレートなどで所属団体、名前、職名を明らかにし現場代理人、監督員及び検査員の指示に従わなければならない。
  - （3）臨場者は、その場のやりとり等について生じた疑問等について、原則、意見・質問はできない。

## 市町村等職員の建築・設備工事検査への臨場に関する要領の運用

制定 平成28年5月10日

改正 令和5年5月29日

(臨場手続き)

1 工事検査員検査についての市町村等職員の臨場までの手続きは、下記のとおり実施するものとする。

- (1) 市町村等職員は、工事検査への臨場希望について、希望する日の1か月前の月末までに、別紙様式により総合技術センター主席工事検査員へ電話又はメールで依頼する。なお、臨場人数は1団体2名を限度とし、1団体1名としてもかまわない。
- (2) 主席工事検査員は、別紙様式により臨場対象工事を所管する県発注課所と協議し、臨場を許可する工事を選定する。
- (3) 工事検査への臨場を依頼された主席工事検査員は、工事検査への臨場の可否を別紙様式により市町村等へ回答する。併せて、市町村等へは別紙アンケートを送付する。
- (4) 県発注課所は、市町村等の工事検査への臨場について、当該工事を監督する監督員へ連絡する。  
また、監督員は、受注者へ検査時に市町村等職員の臨場が行われる旨を連絡する。
- (5) 市町村職員は、検査後アンケートを記入し、検査臨場の1週間後までに、主席工事検査員へアンケートを提出する。

(その他)

2 その他の留意点は下記のとおりである。

- (1) 要領に記載されているとおり、市町村等職員は、その場のやりとりについて生じた疑問等について、原則、意見・質問はできないが、時間的余裕があって、受注者、監督員及び検査員等が了承すれば、この限りではない。
- (2) 検査を優先するため、臨場者を待つことはしないので、余裕を持って現場・事務所等へ移動すること。また、途中からの臨場は認めない。ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能とする。
- (3) 検査会場までの移動手段は、臨場希望者側が確保する。
- (4) 服装(ヘルメットなどの安全用具、靴、雨具等含む)は、工事現場内を歩くことができる服装とし、臨場希望者側で用意すること。ヘルメットなどの安全用具を忘れた場合は、現場の入場ができない場合があるので、監督員及び現場代理人の指示に従うこと。
- (5) 昼食が必要な場合は、希望者側で各自持参する。